

## 第80号議案

職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月19日

品川区長 濱 野 健

職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

職員の結核休養に関する条例（昭和29年品川区条例第11号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の職員の結核休養に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により休養中の職員（旧条例別表に規定する普通休養期間に係るものに限る。）については、当該職員に適用されている普通休養期間から当該職員が既に休養した期間を控除した期間内に限り、なお従前の例による。この項前段の規定の適用を受けたことにより当該休養に引き続いて休養中の職員についても同様とする。

（品川区職員定数条例の一部改正）

- 3 品川区職員定数条例（昭和50年品川区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、結核休養」を削り、同条第3項中「、公務災害休業お

よび結核休養」を「および公務災害休業」に改める。

(品川区職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 付則第2項の規定によりこの条例の施行の日以後も引き続き結核休養の承認を受ける職員の定数に係る取扱いについては、前項の規定による改正後の品川区職員定数条例第2条第2項および第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明) 職員の結核休養制度を廃止する必要がある。